

○岡山県森林整備作業請負契約入札参加資格審査要領

平成二十年一月四日

岡山県告示第一号

改正 平成二十一年一月二〇日告示第二八号

平成二十四年一月一三日告示第一七号

令和二年八月二五日告示第四五七号

令和五年一二月二二日告示第六百二号

令和八年八月二一日告示第三百七十号

岡山県森林整備作業請負契約入札参加資格審査要領を次のように定める。

岡山県森林整備作業請負契約入札参加資格審査要領

(趣旨)

第一条 この要領は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により、岡山県森林整備作業実施要綱（平成十九年十二月十八日施行）第一条に定める森林整備作業（以下「森林整備作業」という。）の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査等について、必要な事項を定めるものとする。

(入札に参加できない者)

第二条 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- 一 政令第百六十七条の四第一項各号（政令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。第十条において同じ。）に掲げる者
- 二 第六条の規定による入札参加資格審査を受けていない者
- 三 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団若しくは同条第三号に規定する暴力団員等又は岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者

(令五告示六百二・一部改正)

(入札参加の停止)

第三条 知事は、政令第百六十七条の四第二項各号（政令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当すると認められる者を三年間を限度とする期間を定めて入札に参加させないこと（以下「入札参加の停止」という。）ができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- 2 入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為の適当な是正措置がとられ、入札の執行、契約の履行又は森林整備作業の施業上支障がないと認められるときは、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(平二一告示二八・令五告示六百二・一部改正)

(入札参加資格審査の申請)

第四条 入札に参加しようとする者は、第六条の入札参加資格審査を受けなければならない。

2 第六条の規定により入札参加資格審査を受けようとする者（以下「入札参加資格審査申請者」という。）は、次の要件を備えていなければならない。ただし、知事が特に必要でないと認めた者については、この限りでない。

一 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第七十九条（同法第八十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により岡山県知事が認可した森林組合又は林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第五条第一項の規定により岡山県知事の認定を受けた者

二 次のいずれかに該当する者（以下「技術職員」という。）を年間二百十日以上雇用している者

イ 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（同法第三十二条第一項の規定により登録を受けた技術部門が技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）第二条第十三号に規定する森林部門である者に限る。）

ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第八十七条第三項に規定する林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十号）附則第三条の規定により当該試験に合格した者とみなされる者を含む。）

ハ 一般社団法人日本森林技術協会の定める林業技士の登録を受けている者

ニ 都道府県知事又は林業労働力の確保の促進に関する法律第十一条第一項に規定する林業労働力確保支援センターから林業作業士（基幹林業作業士及び林業技能作業士を含む。）の認定を受けた者

ホ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成八年農林水産省令第二十五号）第一条第一項に規定する農林水産省が備える研修修了者名簿に林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）又は統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）のいずれかの登録を受けている者

ヘ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定に合格した林業技能士

ト 森林の施業に係る指導監督又は施業管理に関する業務について、十年以上の実務経験を有する者

三 森林の施業に係る業務について、二年以上の実務経験を有する者で、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第三項に規定する特別の教育（労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第八号に規定するチェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務に限る。）及び労働省労働基準局長通達（平成十二年二月十六日基発第六十六号）に基づく刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育を受けた職員（以下「作業職員」という。）を三人以上（技術職員が作業職員の要件を満たせば兼ねることができる。）、か

つ、年間二百十日以上雇用している者

四 技術職員及び作業職員が労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び退職金制度に加入していること。

五 岡山県税、市町村税（岡山県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

六 岡山県暴力団排除条例第二条第三号に規定する者でないこと。

七 前号に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人でないこと。

（平二一告示二八・平二四告示一七・令二告示四五七・令五告示六百二・令八告示三百七十・一部改正）

（申請手続）

第五条 入札参加資格審査申請者は、知事が別に定める入札参加資格審査申請書を、その年の四月一日から翌々年の三月三十一日までの間の入札参加資格に係るものについて、その年の前年の十一月一日から同月末日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、提出すべき期間の初日又は末日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、当該休日の翌日を当該提出すべき期間の初日又は末日とする。

2 前項の入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 森林の施業実績一覧表

二 技術職員及び作業職員一覧表

三 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び法務局長が発行する登記されていないことの証明書

四 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。第七号において同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

五 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書

六 岡山県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（岡山県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）ただし、岡山県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては岡山県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明

七 申請時の直前の二事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）

八 法人にあつては印鑑証明書、個人にあつては印鑑登録証明書

九 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を

選任している場合に限る。)

十 技術職員及び作業職員が労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び退職金制度に加入していることを証する書類の写し

十一 技術職員に該当する者であることを証する書類の写し

十二 作業職員に該当する者であることを証する書類の写し

十三 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

十四 その他知事が必要と認める書類

3 前項各号に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、作成後三箇月以内のものに限る。

4 第一項の規定により入札参加資格審査の申請をした者は、次に掲げる事項に該当することとなったときは、直ちにその旨の変更届出書を知事に提出しなければならない。

一 営業の休廃止又は変更

二 商号又は名称、所在地（個人の場合は、住所）、代表者の職氏名（個人の場合は、氏名）、印鑑及び連絡先の変更

三 県との契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任している場合における、当該営業所の名称、所在地、当該営業所の長等の職氏名、印鑑及び連絡先の変更

四 法人にあつては役員及び支配人の、個人にあつては支配人の選任及び解任

五 技術職員数又は作業職員数の変更

(平二一告示二八・平二四告示一七・令五告示六百二・令八告示三百七十・一部改正)

(入札参加資格審査)

第六条 入札参加資格審査は、入札参加資格審査申請者について、別表の級別区分欄の区分に応じ、同表の入札参加資格者欄に掲げる記号で示す級別業者に格付けするものとする。

(令五告示六百二・一部改正)

(入札参加資格の決定)

第七条 入札参加資格は、別表の森林整備作業設計金額欄に掲げる金額の区分に応じ、同表の入札参加資格者欄に掲げる級別業者に該当する者とする。

2 前項の規定による入札参加資格は、第五条第一項の規定により入札参加資格審査申請書を提出した日の属する年の翌年の四月一日から二年間、その効力を有するものとする。

(令五告示六百二・令八告示三百七十・一部改正)

(入札参加資格審査の結果の通知)

第八条 知事は、森林整備作業に係る入札参加資格審査の結果を文書により入札参加資格審査申請者に通知するものとする。

(平二一告示二八・一部改正)

(入札参加資格の辞退)

第九条 入札参加資格審査申請を行い、入札参加資格を有している者が、入札参加資格を辞退した場合は、有していた入札参加資格の第七条第二項に規定する有効期間内に再度入札参加資格審査申請を行うことはできないものとする。

(平二一告示二八・追加)

(入札参加資格の取消し)

第十条 知事は、入札参加資格を有する者が政令第百六十七条の四第一項各号に掲げる者に該当するに至ったとき、第四条第二項に規定する入札参加資格審査申請者の要件を満たす者でなくなったとき又は申請書及びその添付書類に記載した事項が虚偽であることが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

(平二一告示二八・旧第九条繰下、令五告示六百二・一部改正)

(入札参加の停止及び入札参加資格の取消しの通知)

第十一条 知事は、入札参加資格を有する者について入札参加の停止をしたとき又は前条の規定により入札参加資格を取り消したときは、その者に対し、その旨を文書により通知するものとする。

(平二一告示二八・旧第十条繰下、令五告示六百二・一部改正)

(入札参加資格の再審査)

第十二条 知事は、入札参加資格を有する者について、必要に応じ資格の再審査を行うものとする。

(平二一告示二八・旧第十一条繰下)

(入札参加資格審査会)

第十三条 入札参加資格審査その他知事が必要と認めた事項の審議を行わせるため、入札参加資格審査会を設置する。

2 入札参加資格審査会について必要な事項は、別に定める。

(平二一告示二八・旧第十二条繰下)

(その他)

第十四条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平二一告示二八・旧第十三条繰下)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年告示第二八号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年告示第一七号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年告示第四五七号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年告示第六百二号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県森林整備作業請負契約入札参加資格審査要領の規定は、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日を有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。

附 則（令和八年告示第三百七十号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県森林整備作業請負契約入札参加資格審査要領の規定は、令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日を有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。

別表（第六条・第七条関係）

級別区分	入札参加資格者（級別業者）	森林整備作業設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。）
技術職員数と作業職員数の合計が五人以上、かつ、申請時の直前の二事業年度の決算における岡山県内の森林の施業（植栽を主体とした森林造成、下刈、除伐、間伐等の保育作業をいう。）の実績の平均額が年五千万円以上。ただし、申請のあった日の属する年度の前四年度において、岡山県が発注した森林整備作業の実績がある者に限る。	A	五百万円以上
上記以外の場合	B	五百万円未満